

保育所(園)の 入所申し込みは2月15日までに

平成14年度4月入所の受付は、12月3日(月)から2月15日(金)まで市内各保育所(園)、市福祉事務所で行います。

◎保育園とは・・・

保育所(園)は児童福祉法により、いずれの親も外勤、自営及び看護などの理由により、家庭において「十分保育ができない」状態にある児童を、親にかわって、一般家庭同様の保育を目的とした施設です。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。

◎保育料について・・・

保育料は、原則的に入所する児童の父母の平成13年分所得税額、平成13年度市民税の有無により決まります。参考までに、平成13年度保育料は別表のとおりとなっています。平成14年度保育料については、4月号広報に掲載します。

また、毎年4～7月に入所(継続入所含む)した児童の保育料は、7月に税額の見直しにより、保育料が変わる場合があります。その場合は、入所月にさかのぼり還付若しくは徴収いたします。

◎新規入所申し込み時に必要な提出書類は・・・

- (ア) 入所申込書
- (イ) 父母の平成13年分税資料(給与所得者は源泉徴収票の写し、所得税確定申告者は、確定申告書の控え)
※税資料を提出しない場合、保育料を暫定処理し、7月の税額見直し時に、入所月にさかのぼり還付若しくは徴収します。
- (ウ) 母親が保育に欠ける証明書(どれか一つ)
 - a 母親が勤め(常勤、パート、内職)をしている場合は、事業所の証明書(在職証明書)
 - b 母親が自営業または農業に従事している場合には、地区民生委員の証明書(就労申立書)
 - c 母親が出産の場合は、母子手帳の写し、病気の場合は、医師の診断書
 - d 母親が看護にあっている場合は、地区民生委員の証明書(看護申立書)
- (エ) 世帯状況調査票(但し、入所児童の世帯に保護者以外の者が同居している場合のみ)
- (オ) 口座振替依頼書

◎保育の実施期間

平成14年4月1日(月)から小学校就学期に達するまでの間で保育に欠けると見込まれる期間
※各保育所(園)の情報提供を下記にて行なっていますので、入所準備の際活用してください。

●市民生活課または福祉事務所窓口でパンフレットの閲覧・コピー

●都留市ホームページ(<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>)に「保育園のごあんない」を掲載
情報提供は行っていますが、実際に保育所(園)に行き、環境や雰囲気など感じて、お子さんにあった園選びをしてください。

問合せ先 福祉事務所 社会福祉担当

別表 平成13年度保育料一覧

階層区分の定義	階層区分	保育料(月額)		
		0～2歳児	3歳児	4歳児以上
所得税非課税で、前年度市町村民税が右区分に該当する場合	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	1階層	0円	
	市町村民税非課税世帯(母子世帯など)	2階層(母子等)	0円	
市町村民税非課税世帯(一般世帯)	2階層	2,900円	2,000円	
	3階層	12,500円	9,500円	
市町村民税課税世帯	4階層	64,000円未満	23,500円	23,000円
	5階層の1	64,000円以上80,000円未満	30,000円	26,000円
前年分の所得税が課税であり、額が右区分に該当する場合	5階層の2	80,000円以上160,000円未満	38,000円	31,000円
	6階層の1	160,000円以上200,000円未満	42,000円	31,000円
()の保育料は、定員91人以上の保育所(園)	6階層の2	200,000円以上408,000円未満	47,000円	32,000円
	7階層	408,000円以上	48,000円	33,000円



また、同一世帯で2人以上入所している場合は保育料が下記のとおりになります。

2人入所	第2子	第1子
2階層～4階層	半額	定額
5～1階層～7階層	定額	半額

3人入所	第3子	第2子	第1子
2階層～4階層	無料	半額	定額
5～1階層～7階層	定額	半額	無料